

相続人代表者 兼 固定資産現所有者代表者

指定届について

相続人代表者指定届は、相続が完了するまでの間、相続人様の中から、市税（固定資産税、市県民税、軽自動車税）の納税通知書等を受領する代表者を定めていただくものです。3種類の税金の共通様式となっておりますので、指定届を1枚提出していただくことによって、「固定資産税・市県民税・軽自動車税」に対しての相続人代表者を登録いたします。

また、固定資産現所有者代表者指定届は、固定資産税の賦課期日（1月1日）を過ぎて相続が完了していない場合、現に所有している者（相続人様等）を納税義務者とし、その代表者を定めていただくものです。

なお、いずれの届出も、相続による名義変更が完了するまでの間の納税通知書等の送り先として登録させていただくことを目的としており、不動産の所有や相続に関する権利関係を定めるものではありません。

※ 期限までに提出がない場合は、市から指定させていただく場合があります。

※ 口座振替で納税をされている場合は、引き落とし口座等の変更をしていただく場合がありますので、収納課までお問い合わせください。

お問合せ・ご提出先

愛西市役所 総務部 税務課

〒496-8555

愛西市稲葉町米野308番地

電話（0567）55-7122(ダイヤル)

【口座振替に関するお問合せ】

愛西市役所 総務部 収納課

電話（0567）55-7121(ダイヤル)